

「人手不足倒産」の リスクも高まる構造変革に、 社労士は何を支援してくれるのか

企業経営の持続性を根本から揺るがす“人手不足問題”が深刻化している。この状況をいかに乗り越え、生き残っていくか——。鍵となるのが「労務管理」である。その労務管理を扱うプロが社会保険労務士だ。彼らは何をしてくれる存在なのか——。その実情に迫る。

日本の労働市場は、少子高齢化に伴う空前の人手不足問題に見舞われている。政府はこの状況を打開するために、残業時間の上限規制や有給休暇の取得義務化、同一労働同一賃金の導入など、まさに働き方を一変させる「働き方改革関連法」を整備し、従来の日本的な働き方、労働

観を変革させようとしている。

生き残りの鍵は 「労務管理」にあり

一方、特に中小企業の現場では、経営者たちが「具体的に何から始めればいいのか分からない」「コストがかかるのでは」という壁にぶつかり、足踏み状態になっているばかりか、働き方改革への対応を「新たな負担」として捉えている。

労働力の確保と働き方改革への対応——この課題解決の鍵として今、注目したいのが、社会保険労務士（以下、社労士）の活用だ。

全国社会保険労務士会連合会の大西健造会長によると、「従業員が安心し

て生き生きと働くことができる職場づくりを行うこと。これが、労働力の確保と生産性の向上にもつながり、働き方改革への対応も無理なく行うことができるのです」という。

しかし、これまで本業に専念してきた経営者たちがいざ自社の労務管理を見直そうとしても、どこから手を付けて良いか分からず戸惑ってしまう。それをサポートする専門家が社労士なのだ。

誰よりも現場を知る からこそ出せる改善策

大西会長は、「既に多くの社労士が、企業の労務管理に関するフィールドでその力を発揮しています」と語る。

例えば、人材の募集・選考に当たってのサポートを行ったり（人

材の確保）、業務量と人員配置のバランスを配慮しつつ、病気の治療・育児・介護と仕事の両立支援制度の導入策を練ったり、納得性の高い評価、処遇の仕組みを提案したりする（人材の定着）といったことが挙げられる。

そして、社労士の最大の武器であり、力であるのは、「誰よりも現場を知っていること」（大西会長）である。この豊富な現場経験に基づき、同規模、同業種の企業の労務管理の相場感を提示し、労働条件に関する法令の遵守状況を把握しながら、一社一社の実情に応じたきめ細かなアドバイスを行うことができるのだ。

支援する企業の業種にも広がりが出ている。例えば、働き方改革で深刻な影響を受けるであろう業種に病院など医療関連がある。その勤務形態や働く人の健康確保策は一般的な企業とは異なっており、支援に当たっては特有の知見が求



社労士制度は2018年に制度創設50周年を迎え、同年12月5日に記念式典を開催した（写真は有識者とのシンポジウムの模様）

働き方改革の主なテーマ

- 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善
- 賃金引き上げと労働生産性向上
- 罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正
- 柔軟な働き方がしやすい環境整備
- 女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備
- 病気の治療と仕事の両立
- 子育て・介護などと仕事の両立、障害者の就労
- 雇用吸収力、付加価値の高い産業への転職・再就職支援
- 誰にでもチャンスのある教育環境の整備
- 高齢者の就業促進
- 外国人材の受け入れ

社労士の支援内容（例）

- 無期転換ルールへの対応
- 賃金・評価制度の設計、運用
- 短時間労働者の社会保険適用拡大への対応
- 就業規則・三六協定の作成、見直し
- 助成金活用の提案
- 短時間正社員制度・テレワーク導入支援
- 経営労務診断サービス*による就労環境の整備
- 病気の治療、育児や介護との両立支援
- 高齢者継続雇用延長等の支援
- 外国人労働者の労働条件適正化の支援
- 職場トラブル未然防止、円満解決支援
- 社員の実情に合った労働時間管理の設計
- 採用面接時の同席

*企業の人事・労務管理に関する情報を社労士が確認・診断し、「サイバー法人台帳ROBINS」サイトに公開するサービス。

社労士は「人」と「働く」に関する全般に対応できる。一度相談してみると、社労士のイメージが変わるだろう

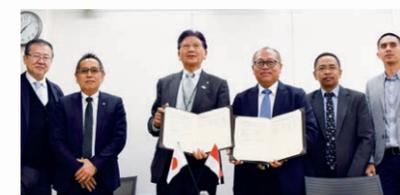
められる。

大西会長は、「医療や介護などの分野に特化して支援する社労士も増えてくるでしょう。連合会でも、社労士研修に医療機関の勤務環境改善に向けたプログラムを設け、医療機関の特殊性を理解した社労士の育成にも力を注ぐなどしています。こうした業種の広がりが、労務支援のプロとしての力量をさらに高めていくと思います」と語る。

信頼関係を大切にし、 人の心に寄り添う士業

「人を大事にしなければ前に進めない時代」（大西会長）にあって、全ての人に関わる労務管理の改善は、企業経営の最優先課題だ。

何かあれば気軽に相談できるホームドクターと同じように、「働き方に関わることならば、まずは社労士に聞いてみよう」という気運が高まっている。信頼関係を大切に、「人の心に寄り添う士業」（大西会長）とも評される社労士。それも当然の流れだろう。



社労士制度はアジア、欧州諸国からも注目され、国際交流が盛んに行われている。2017年にはインドネシアにおいて社労士制度が導入された

全国社会保険 労務士会連合会

View
Point 2019



全国社会保険労務士会連合会

〒103-8346
東京都中央区日本橋本石町 3-2-12 社会保険労務士会館
TEL: 03-6225-4864 (代)
URL: <https://www.shakaihokenroumushi.jp/>